

会計年度任用職員（技術職）を募集します

（建設部 建築指導課）

職種	技術職（その他）	
業務内容	建築関係の審査・指導等の補助業務、建築関係の申請業務に係る書類作成（Excel、Word を使用し、入力作業、文書の作成）、窓口・電話対応、その他一般事務	
応募資格	建築に関する基礎知識を有するもの ※二級建築士等の資格保持者であれば尚可	
任用期間	1 会計年度以内（1箇月間は、条件付採用期間となります。）	
勤務日	週 5 日（月曜日から金曜日）	
勤務時間	週 37.5 時間	
勤務場所	宜野湾市役所（建築指導課）	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大 20 日付与 ※初年度は最大 12 日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇（最大年 10 日）、子の看護休暇（最大年 5 日）、夏季休暇（最大 3 日）、忌引休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額（時給額）	① 1,526 円～1,555 円（二級建築士等資格保持者） ② 1,231 円～1,290 円（無資格者）	
報酬支給日	月末締め、翌月 15 日支払い ※期末手当については、6 月 10 日及び 12 月 10 日支払い	
諸手当	期末手当	年 4.65 月分（6 月と 12 月に支給） ※任用期間等により支給対象とならない場合や支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用があります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満 ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・学生でないこと ・2 カ月を超える任用があること ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの	
労災保険	あり	
備考	本事業予算は 3 月議会の承認を経て決定されるため、採用内示についてはあくまでも内定として取り扱うことをご了承ください。	
問合せ先	098-893-4123（内線 4471） 担当：安里	